【別紙】 審議会について

【目的】

森町下水道事業の健全経営を確保するため、適切な使用料を検討するための審議会です。
設置等の要件は、「森町上下水道事業の料金等審議会設置条例」に基づいています。

【内容】

町長からの諮問に対して、下水道使用料の適正額について調査、審議をします。
全ての審議終了後、その結果及び回答を「答申書」として、町長へ提出します。

【組織】

審議会委員は、多様な視点を審議に反映させるため、学識経験者の方、公共的団体の役職員の方の他、森町で生活し、色々なかたちで下水道を使用されている10名の方々にお願いいたしました。
委員の互選により、会長と副会長を選任します。

【任期】

諮問に係る審議が終了するまで。今回は、概ね令和9年6月下旬頃までを予定しています。

【審議会】

審議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができません。
審議回数は、進捗状況等により変動はありますが、今回を含め6回程度を予定しています。
具体的な予定は、下の「スケジュール予定表」のとおりです。

【その他】

任期中に所属団体を脱退された場合も、委員を継続していただけるようお願いいたします。
報酬については、審議への出席1回毎に、指定の口座へお支払いいたします。

【スケジュール予定表】

森町下水道事業の料金審議会　スケジュール予定表

	令和８年度							令和９年度								
回数	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第１回																
第２回																
第３回																
第４回																
第５回																
第６回																
答申書提出														.		

※審議会の回数及び所要時間につきましては、審議の状況によって回数が増減することも見込まれますが、
全体で４～６回、１回につき２時間程度を想定しております。
※審議委員様に対しての報酬は、１回につき源泉徴収税額を差し引いた5,570円となります。
6,000円　（報酬金額）－　430円（源泉徴収税額）　＝　5,570円（振込金額）